

国立大学法人福島大学公益通報者保護規程

制定 平成18年3月31日

改正 平成19年3月19日 平成19年9月18日 平成20年3月18日

平成22年3月31日 平成24年3月13日

（趣旨）

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づく国立大学法人福島大学における組織的又は個人的な法令違反行為等及び教育研究費の不正使用に関する通報又は相談の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、法令遵守（コンプライアンス）による職場倫理の高揚に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「公益通報」とは、法第2条第1項に規定するものをいう。

2 この規程において「部局」とは、事務局、保健管理センター、地域創造支援センター、総合情報処理センター、総合教育研究センター、うつくしまふくしま未来支援センター、国際交流センター、学群に置かれる各学類、附属図書館及び各附属学校園をいう。

3 この規程において「教職員等」とは、国立大学法人福島大学職員就業規則（附属学校園を含む。）第2条に規定する職員、国立大学法人福島大学契約職員就業規則第2条に規定する契約職員、国立大学法人福島大学パートタイム職員就業規則第2条に規定するパートタイム職員、国立大学法人福島大学非常勤講師就業規則第2条に規定する非常勤講師、国立大学法人福島大学嘱託職員就業規則第2条に規定する嘱託職員及び退職者等をいう。

4 この規定において「通報対象事実」とは、法第2条第3項に規定するもの及び教育研究費の不正使用に関する事実をいう。

（通報及び相談窓口）

第3条 通報対象事実に係る通報（以下「通報」という）を受けの窓口（以下「通報窓口」という。）及び通報対象事実該当するかを確認する等の相談（以下「相談」という。）に応じる窓口（以下「相談窓口」という。）を総務課長及び総務課長が指名する者（以下「窓口担当者」という。）とし、国立大学法人福島大学学長（以下「学長」という。）を責任者とする。

第4条 教職員等は、通報窓口及び相談窓口（以下「通報窓口等」という。）を利用することができる。

2 教育研究費の不正使用については、教職員等以外の者（以下「学外者」という。）も通報窓口等を利用することができる。

（通報の方法）

第5条 通報窓口及び相談窓口の利用方法は、電話・電子メール・書面・面会とする。

（調査）

第6条 学長は、通報された事項に関し調査を行うものとする。

2 学長は、前項の調査を行うため必要がある場合は、調査チームを設置することができる。

3 調査チームは、調査する内容により、関連する部局の教育職員及び事務系職員の中から学長が指名する。

4 学長は、調査する内容により必要がある場合は、学外者を調査チームに加えることができる。
（協力義務）

第7条 各部局の長は、通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、調査チームに協力しなければならない。

（是正措置）

第8条 学長は、第6条の調査の結果、不正行為等が明らかになった場合には、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

（懲戒処分等）

第9条 学長は、第6条の調査の結果、不正行為等が明らかになった場合には、不正行為等に関与した教職員等（以下「当該者」という。）に対し、国立大学法人福島大学職員就業規則（附属学校園を含む。）、国立大学法人福島大学契約職員就業規則、国立大学法人福島大学パートタイム職員就業規則、国立大学法人福島大学非常勤講師就業規則及び国立大学法人福島大学嘱託職員就業規則（以下「就業規則」という。）に基づき懲戒処分等を行うことができる。

（通報及び相談した教職員等の保護）

第10条 学長は、教職員等が通報又は相談したことを理由として、当該教職員等に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

2 学長は、教職員等が通報又は相談したことを理由として、当該教職員等の所属する職場環境が悪化することのないように、適切な措置をとらなければならない。

（個人情報の保護）

第11条 学長、窓口担当者、調査チームの構成員及びその他の関係者は、通報内容及び調査で得られた個人情報を漏洩してはならない。

2 学長は、前項に違反した者に対し、就業規則に基づく懲戒処分等を行うことができる。

3 個人情報に関する取扱いについては、国立大学法人福島大学個人情報保護管理規則の定めるところによる。

（通知）

第12条 学長は、通報窓口等の利用者に対して、調査結果及び是正措置について、当該者のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

（不正の目的）

第13条 通報者は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報を行ってはならない。

2 学長は、前項に違反した通報者に対し、就業規則に基づく懲戒処分等を行うことができる。

（通報又は相談を受けた者の責務）

第14条 通報窓口及び相談窓口担当者に限らず、通報又は相談を受けた者は、本規程に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

（事務）

第15条 公益通報者保護に関する事務は、総務課において処理する。

（改廃）

第16条 この規程の改廃については、役員会の議を経て学長が定める。

（雑則）

第17条 この規程に定めるもののほか、公益通報者保護に関し必要な事項は、役員会において定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年9月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。